

地球温暖化対策条例

13分野の対策を規定

事業活動

建築物

自動車交通

再エネ

森林

⋮

安心・安全

安定確保

環境保全

経済性

エネルギー政策の転換

東日本大震災
原発事故

目的

熱

電気



再生可能
エネルギー



地球温暖化
対策

安全・安心
エネルギー
確保



持続可能な
社会の構築

基本方針

- 再エネ導入によるエネルギー自給率の向上
- 災害等非常時に役立つ自立・分散型電源の確保
- 再エネ導入の効果が地域内で循環する仕組みづくり
- 地域の未利用資源や人材等の有効活用
- 再エネの特質と地域の特性に適した導入
- 府民・事業者・市町村等との連携と協働
- 国内外のエネルギー情勢変化への柔軟対応

- 基本方針に基づく
- 目標設定
 - 実行計画の策定

基本施策

建築物への導入

- 一般建築物への導入(努力義務)
- 特定建築物への導入(義務)
※報告→勧告・公表
- 設計者等の情報提供(努力義務)

避難所等への導入

- 避難所施設への導入促進

地域協働再エネ導入推進事業<都道府県初>

- 「再エネ導入推進事業」推進団体の登録・支援

関連産業の振興

- 再エネや省エネに関連する産業の育成振興

研究開発への支援

- 事業者や大学等と連携した研究開発促進

推進・啓発等

周辺地域の環境配慮

- 再エネ導入に当たって、地域の自然、景観、防災、生活環境に配慮(努力義務)

啓発と顕彰

- 学習支援と優れた取組の顕彰

評価と公表

施策の評価
公表

財政措置

財政上
必要な措置